

五泉市農業委員会

令和 5 年 第 8 回 定例総会議事録

会議開催 令和 5 年 8 月 3 1 日 (木) 午後 3 時 00 分
場 所 五泉市福祉会館 3 階 大会議室

出席委員(19 人)

1 番 大湊 弘明	2 番 渡辺 清滋
3 番 今井 聡	4 番 亀山 公子
5 番 大槻 彰吉	6 番 高橋 喜美子
7 番 川村 孝雄	8 番 林 毅
9 番 権平 孝男	10 番 金子 信行
11 番 小泉 和吉	12 番 長谷川 亘
13 番 渡邊 利雄	14 番 羽賀 隆
15 番 阿部 伸由	16 番 樋口 勝俊
17 番 酒井 美奈子	18 番 加藤 健一
19 番 松尾 タカ子	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和 5 年第 8 回定例総会を開催いたします。

 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 5 年 第 8 回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、19 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 16 番 樋口勝俊 委員、17 番 酒井美奈子 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長 1 番 大湊弘明 委員から報告してもらいます。

調査班長（大湊弘明 委員）

 はい議長。議席番号 1 番、現地調査班 大湊です。

 優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 8 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 30 分から私ほか、長谷川 推進委員、劔 推進委員、渡邊 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

 五泉地区では下条、二ツ柳、南本町 1 丁目、猿和田、論瀬、村松地区では千原、刈羽等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。最初に、「議第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第4条の規定による許可申請は総数1件です。

3ページをご覧ください。番号1番は、二ツ柳地内の登記地目宅地1筆の一部と、畑1筆、合計面積1,092㎡を家庭菜園・庭とする永久転用案件となります。

登記地目宅地の土地について、これまで農地として農地台帳に登録していたものですが、今後は家庭菜園・宅地として使用するため、転用の申請があったものです。また、登記地目畑の部分についても、併せて宅地への転用を行うものです。

10ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。

申請地は、二ツ柳地内の第1種にも第3種にも該当しない第2種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり10ha未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大湊弘明 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は二ツ柳地内の畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定

することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は総数3件で、売買が2件、賃貸借が1件であります。

13ページをご覧ください。番号1番は、南本町1丁目地内の登記地目田1筆、面積201㎡を建売住宅建築敷地とする永久転用案件で、売買となります。

20ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア)ーb-(c)」であります。

申請地は、南本町1丁目地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

13ページに戻っていただき、番号2番は、猿和田地内の登記地目畑1筆、面積171㎡を資材置場とする永久転用案件で、売買となります。

26ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。

申請地は、猿和田地内の第1種にも第3種にも該当しない第2種農地と判定されます。周辺を宅地や墓地に囲まれた、農地の広がり10ha未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

13ページに戻っていただき、番号3番と番号4番はひとつの案件です。資材置場として令和2年に許可を受けておりましたが、引き続き使用するために申請があったものです。

33ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「アー(イ)ーc」であります。

申請地は下条地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 （大湊弘明 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は南本町 1 丁目地内の休耕畑、番号 2 番は猿和田地内の休耕畑、番号 3 番と番号 4 番は下条地内の一時転用中の畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

37 ページをご覧ください。今月は 3 件の申し出がありました。番号 1 番から 3 番の内容については、令和 5 年 8 月 10 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から 3 番は、売買の案件です。

番号 1 番は、合計面積 3,063 ㎡。番号 2 番は、合計面積 3,063 ㎡。番号 3 番は、合計面積 4,071 ㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は3件、その内、賃貸借の新規は2件、再設定は1件の申し出がございました。

39ページからをご覧ください。番号1番から2番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、合計面積906㎡。番号2番は、合計面積4,134㎡。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、39ページから41ページをご覧ください。番号3番つきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。
42 ページからをご覧ください。今月は、1 件の申し出がございました。
番号 1 番は、面積 1,038 m²。これらを議案書記載の金額で機構に貸し付けるものです。
また、番号 2 番は、今ほど説明いたしました番号 1 番を、機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。
43 ページをご覧ください。 今月は、田 1,038 m²を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

権平 孝男 委員 はい。

議 長 はい、権平委員。

権平 孝男 委員
9 番、権平です。農林公社への貸し付けについては全耕地という考えでいますけど、これをみると 1 筆しか貸し付けになっていない訳です。残りの反別、圃場整備のからみで 1 筆だけなのか、聞かせて貰いたいと思います。

議 長 事務局。

松村主査 はい、お答えします。今回の中間管理権は昨年農地の交換を行ったものであります。
農地の交換をおこなって 1 年経過後に、譲受人に耕作をさせたいと中間管理機構を通じて申請があったものです。

権平 孝男 委員
そうすると、先程言いました全耕地ということではないんですね。全耕地というアタマでいたんですけど、1 筆だけで。

松村主査　　今回の他の農地についてはすでに賃貸借契約を結ばれているものであり、残りの 1 筆を今回上程したものであります。

議　長　　　いかがですか。

権平　孝男　委員
その前のは農林公社を貸し付けたものですか。

松村主査　　他の農地につきましても農林公社を通しまして譲受人に貸されております。

議　長　　　よろしいですか。

権平　孝男　委員
分かりました。

議　長　　　ほかにございませんか。

～～質疑応答なし～～

議　長　　　無ければ、採決を行います。
「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議　長　　　挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和 5 年第 8 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 15 分　閉会)